

令和4・5年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間に必要な医療給付費等の費用に充てるため、次のとおり保険料率を改定いたしました。

<p>令和2・3年度の保険料率 (保険料賦課限度額64万円)</p> <p>均等割額 41,700円</p> <p>所得割率 7.96%</p>	➔	<p>令和4・5年度の保険料率 (保険料賦課限度額66万円)</p> <p>均等割額 44,170円 (2,470円増)</p> <p>所得割率 8.38% (0.42ポイント増)</p>
---	---	---

参考 軽減後の均等割額の比較 (「保険料の軽減」については裏面をご覧ください。)

均等割額軽減割合	令和2・3年度	令和4・5年度
7割	12,510円/年	13,250円/年 (+ 740円)
5割	20,850円/年	22,080円/年 (+1,230円)
2割	33,360円/年	35,330円/年 (+1,970円)

● 保険料率の決まり方

2年間(令和4・5年度)に必要な費用額(後期高齢者医療給付費、保健事業に要する経費及び葬祭費等)から、保険料以外の収入額(国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金等)を差引くことにより、保険料として必要な金額を算出し、被保険者数や所得の見込みを考慮して保険料率を決定します。

● 保険料率が上がる要因

- ・高齢化の進展に伴い、被保険者の負担率が引き上げられたため
- ・前回の保険料率改定時に、過去最大となる保険料の剰余金を活用して、均等割額を据え置く等、保険料率の上昇を抑えていましたが、今回の改定では、保険料の剰余金を活用しても保険料率の上昇を抑えることができなかったため

● 保険料率の上昇を抑える対策

これまでに納めていただいた保険料の剰余金を活用して、保険料率の上昇を抑えています。

参考 剰余金を活用しない場合の保険料率

- 均等割額 47,170円(剰余金の活用により左記から、3,000円を引き下げました。)
- 所得割率 9.06%(剰余金の活用により左記から、0.68ポイントを引き下げました。)

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割額}^{\ast 1} \\
 \text{被保険者一人当たり} \quad \mathbf{44,170\text{円}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額}^{\ast 1} \\
 \text{賦課のもととなる所得金額}^{\ast 2} \times \mathbf{8.38\%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{年間保険料額} \\
 \text{(上限66万円}^{\ast 3}\text{)}
 \end{array}$$

^{※1} 所得の少ない方や被用者保険の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。詳しくは「保険料の軽減」をご覧ください。
^{※2} 前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額を差引いた額。
^{※3} 賦課限度額が64万円→66万円に引き上げられました。

お問い合わせ・相談は・・・

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口

または

埼玉県後期高齢者医療広域連合
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階
☎048-833-3120



保険料の軽減

● 均等割額の軽減（令和4年度の場合）

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の前年中の総所得金額等^{※1}の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準 (~~~~~部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額（43万円）+ <u>10万円×（年金・給与所得者^{※2}の数-1）</u>	13,250円/年
5割	基礎控除額（43万円）+28.5万円×（被保険者数） + <u>10万円×（年金・給与所得者^{※2}の数-1）</u>	22,080円/年
2割	基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数） + <u>10万円×（年金・給与所得者^{※2}の数-1）</u>	35,330円/年

※1 「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等所得については、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差引いた額で軽減判定の所得を計算します。

※2 年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得がある方（給与収入が55万円超）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和4年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超）の数です。

● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険などの被用者保険[※]の被扶養者であった方は、制度加入後2年を経過する月分までの均等割額が5割軽減されます。

ただし、被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減される割合の高い方が優先されます。

なお、所得割額はかかりません。

※被用者保険とは……○全国健康保険協会（協会けんぽ） ○各健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険
（市町村国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。）

新保険料率による年金収入額別保険料額算定例

後期高齢者医療制度の被保険者である単身世帯で、年金収入のみの場合

	年金収入額	均等割額	所得割額	令和4年度 保険料額	令和3年度 保険料額
例1	153万円	13,250円 (7割軽減)	0円	13,200円/年 (月平均額：1,100円)	12,500円/年 (月平均額：1,041円)
例2	196万円	22,080円 (5割軽減)	36,030円	58,100円/年 (月平均額：4,841円)	55,000円/年 (月平均額：4,583円)
例3	220万円	35,330円 (2割軽減)	56,140円	91,400円/年 (月平均額：7,616円)	86,600円/年 (月平均額：7,216円)
例4	240万円	44,170円 (軽減なし)	72,900円	117,000円/年 (月平均額：9,750円)	110,900円/年 (月平均額：9,241円)

※令和4年度及び令和3年度保険料額は100円未満切り捨て

所得の申告について

令和4年度の保険料は、被保険者の令和3年中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得に基づいて判定します。

被保険者及び世帯主の所得の申告がされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。令和4年1月1日時点での住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いいたします。